



歯科診療報酬点数早見表

注：() の点数は6歳未満の乳幼児もしくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数

	明細	外安全	外感染	外感染	時間外	休日	深夜	乳	乳・時間外	乳・休日	乳・深夜	特1	特2	特3	特連	特地
		1	1	2												
基本診療料	歯科初診料	267														
	未届出	240														
	通信機器利用時	233														
	歯科再診料	58														
	未届出	44														
	通信機器利用時	51														

医療DX	《初診時》	《再診時》
	医療情報取得加算 (月1回)+1 医療 DX 推進体制整備加算 (1~3のいずれも初診時のみ, 月1回) 加算 1.....+9 加算 2.....+8 加算 3.....+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	医療情報取得加算 (3月に1回)+1 マイナ保険証の利用実績に基づいた各加算の適用率について 加算 1.....30% 加算 2.....20% 加算 3.....10%

その他	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (1日につき)	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) (1日につき)
	初診時10 再診時等2 歯科訪問診療時 イ 同一建物居住者以外41 ロ 同一建物居住者の場合10	イ 初診または歯科訪問診療を行った場合8~64※ ロ 再診時等1~8※ (※個々の診療所の状況に応じて, 8段階の点数項目の設定あり)

※印は算定に文書による情報提供が必要な場合

医学管理	歯科疾患管理料(歯管).....	100	周術期等口腔機能管理料 (Ⅲ)※		
	(初診月).....	80	(放射線治療等を実施する入院中以外の患者) (月1回).....	200	
	文書提供加算※.....	+10	長期管理加算 (周計算定月から起算して6月を超えた場合).....	+50	
	長期管理加算 (初診月から起算して6月を超えた場合)		周術期等口腔機能管理料 (Ⅳ)※		
	口腔強施設基準届出歯科診療所.....	+120	(放射線治療等を実施する入院中の患者) (周計算定月3月以内は月2回・		
	上記以外.....	+100	その他の月は月1回).....	200	
	洗口指導加算※ (4歳以上16歳未満, 修復終了後).....	+40	長期管理加算 (周計算定月から起算して6月を超えた場合).....	+50	
	注) う蝕多発傾向者が対象		回復期等口腔機能管理計画策定料※.....	300	
	総合医療管理加算.....	+50	回復期等口腔機能管理料※.....	200	
	根面う蝕管理料 (根C管).....	30	歯周病患者画像活用指導料.....	10	
	口腔管理体制強化加算.....	+48	2枚目から1枚につき (1回につき5枚限り).....	+10	
	エナメル質初期う蝕管理料 (Ce管).....	30	新製有床義歯管理料※ (装着月1回に限る)		
	口腔管理体制強化加算.....	+48	困難.....	230	
	口腔機能管理料※.....	60	上記以外.....	190	
	(情報通信機器を用いた場合).....	53	診療情報提供料 (Ⅰ)※.....	250	
	口腔管理体制強化加算.....	+50	歯科診療が困難な者または歯科訪問診療料算定患者を, 以下に紹介した場合の加算.....	+100	
	小児口腔機能管理料※.....	60	(歯科診療特別対応連携施設, 地域歯科診療支援病院, 医科保険医療機関,)		
	(情報通信機器を用いた場合).....	53	指定居宅介護支援事業者		
	口腔管理体制強化加算.....	+50	歯科診療特別対応連携施設または地域歯科診療支援病院が歯科診療実施保険.....	+100	
	歯科衛生実地指導料 1※ (月1回, 15分以上).....	80	医療機関に紹介した場合の加算		
	歯科衛生実地指導料 2※ (月1回, 15分以上または合計15分以上).....	100	診療情報提供料 (Ⅱ)※.....	500	
	(歯科診療特別対応連携施設・地域歯科診療支援病院)		連携強化診療情報提供料※.....	150	
	口腔機能指導加算.....	+10	診療情報等連携共有料 1※ (医科・薬局との連携).....	120	
	周術期等口腔機能管理計画策定料※.....	300	診療情報等連携共有料 2※ (医科への情報提供).....	120	
	(手術等に係る一連の治療中1回)		歯科特定疾患療養管理料 (月2回まで).....	170	
	(顎離断術等の手術に係る場合)※.....	150	(情報通信機器を用いた場合).....	148	
	(全身管理が必要な患者を除く) (周Ⅰ算定不可)		共同療養指導計画加算※.....	+100	
	周術期等口腔機能管理料 (Ⅰ)※.....		歯科治療時医療管理料 (1日につき).....	45	
	手術前 (1回に限り).....	280	退院時共同指導料 1※ (歯援診1, 2, 歯援病) (1回のみ).....	900	
	手術後 (3月以内, 計3回まで).....	190	(上記以外の歯科診療所) (1回のみ).....	500	
	周術期等口腔機能管理料 (Ⅱ)※.....		特別管理指導加算.....	+200	
	手術前 (1回に限り).....	500	薬剤情報提供料※ (月1回, 処方内容変更の場合はその都度).....	4	
	手術後 (3月以内, 月2回まで).....	300	患者の求めに応じて手帳に記載した場合.....	+3	

令和7年3月1日実施

※赤字は令和5年4月時との変更箇所。 の金属点数は随時改定対象項目 (令和7年3月現在)。

(日本歯科医師会「社会保険歯科診療報酬点数早見表」を参考に作成)

リハビリ	歯科口腔リハビリテーション料 1		歯科口腔リハビリテーション料 3 (月 2 回に限り)
	1	有床義歯 (装着月以外, 月 1 回に限り) { 困難な場合 124 上記以外の場合 104	1 口腔機能の発達不全を有する 18 歳未満の患者 50
		舌接触補助床 (月 4 回に限り) 194	2 口腔機能の低下を来している患者 50
		その他 (口蓋補綴, 顎補綴, 月 4 回に限り) 189	
	歯科口腔リハビリテーション料 2 54 (顎関節治療用装置装着患者, 月 1 回に限り, 施設基準)		摂食機能療法 (1 日につき) 30 分以上 185 ・治療開始から 3 月以内, 1 日単位で算定 ・治療開始から 4 月以上, 月 4 回に限り 30 分未満 130 ・脳卒中発症から 14 日以内, 1 日単位で算定

歯科訪問診療料

(1 日につき) (初・再診療を含む)

		同一建物に居住する患者数				
		歯科訪問診療 1 (1 人のみ)	歯科訪問診療 2 (2 人以上 3 人以下)	歯科訪問診療 3 (4 人以上 9 人以下)	歯科訪問診療 4 (10 人以上 19 人以下)	歯科訪問診療 5 (20 人以上)
患者 1 人につき 診療に要した 時間	20 分 以上	1,100 (1,090)	410 (400)	310 (300)	160 (150)	95 (85)
	20 分 未満		287 (277)	217 (207)	96 (86)	57 (47)

※初診料注 1 の未届医療機関は 〈 〉 の点数で算定する

歯科訪問診療料への加算

	歯科訪問診療補助加算	地域医療連携 体制加算	診療時間 に対する 加算	歯訪 1~5			在宅医療 DX 情報 活用加算	歯訪 1~3	歯訪 1 のみ		
				特 1	特 2	特 3			通信画像 情報 活用加算	在宅歯科 医療推進 加算	歯科訪問 診療移行 加算
歯援診 1・2 歯援病	同一建物居住者以外	+115	+300	1 時間を超 えた場合 30 分また は端数を 増すごと +100	+175	+250	+500	+8	+30	+100	+150
口腔強屈出 歯科診療所	同一建物居住者	+50									
	同一建物居住者以外	+115									
歯科診療所	同一建物居住者	+50									
	同一建物居住者以外	+90	+30								+100
同一建物居住者	+30										

訪問歯科衛生指導料

(20 分以上, 月 4 回まで, 緩和ケア中は月 8 回)
(文書提供が必要) (訪問診療日より 1 月以内)

単一建物診療患者が 1 人の場合	362
複数名訪問歯科衛生指導加算	+150
単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	326
上記以外	295

歯科疾患在宅療養管理料

(月 1 回) (歯科疾患管理料の併算定は不可)

在宅療養支援歯科診療所 1 の場合	340
在宅療養支援歯科診療所 2 の場合	230
在宅療養支援歯科病院の場合	340
上記以外の場合	200
在宅総合医療管理加算	+50
文書提供加算	+10
在宅歯科医療連携加算 1	+100
在宅歯科医療連携加算 2	+100
在宅歯科医療情報連携加算	+100

在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

(20 分以上, 月 4 回)

0~9 歯	400
10~19 歯	500
20 歯以上	600
在宅療養支援歯科診療所加算 1	+145
在宅療養支援歯科診療所加算 2	+80
在宅療養支援歯科病院加算	+145
口腔管理強化加算	+75
在宅歯科医療連携加算 1	+100
在宅歯科医療連携加算 2	+100
在宅歯科医療情報連携加算	+100

小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

(20 分以上, 月 4 回) --- 600

在宅療養支援歯科診療所加算 1	+145
在宅療養支援歯科診療所加算 2	+80
在宅療養支援歯科病院加算	+145
口腔管理強化加算	+75
小児在宅歯科医療連携加算 1	+100
小児在宅歯科医療連携加算 2	+100
在宅歯科医療情報連携加算	+100

在宅患者歯科治療時医療管理料

(1 日につき)

在宅患者歯科治療時医療管理料	45
----------------	----

在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料

(月 1 回)

在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 1	100
在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 2	100
在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 3	100

在宅患者連携指導料

(月 1 回)

(他職種との連携) (1 回目の訪問診療から 1 月以内は算定不可)	900
(医療関係職種間で文書等により情報共有し, これに基づき指導を行った場合)	

在宅患者緊急時等カンファレンス料

(月 2 回まで)

(医療関係職種等がカンファレンスを行い, その結果を踏まえて指導した場合)	200
---------------------------------------	-----

フッ化物歯面塗布処置

(1 口腔につき, 3 月に 1 回)

う蝕多発傾向者の場合	110 (165)
(歯科訪問診療料算定患者)	
初期根面う蝕罹患患者	80 (120)
(根 C 算定患者)	

在宅等療養患者専門の口腔衛生処置

(月 1 回)

在宅等療養患者専門の口腔衛生処置	130 (195)
------------------	-----------

非経口摂取患者口腔粘膜処置

(月 2 回)

非経口摂取患者口腔粘膜処置	110 (165)
---------------	-----------

咬合印象

咬合印象	140 (238)
------	-----------

検査

歯周病検査 (1 口腔単位)
(1 月以内の検査 2 回目以降は 50/100 の算定)

	1～9 歯	10～19 歯	20 歯以上
歯周基本検査 (乳歯は歯数に含まない)	50	110	200
歯周精密検査 (乳歯は歯数に含まない)	100	220	400
混合歯列期 歯周病検査	80	ブラークの付着状況およびブローピング時の出血	

歯周病部分的再評価検査 (歯周外科手術後 1 歯 1 回に限り) 15

口腔細菌定量検査 1 (1 回につき, 月 2 回) 130
(1 月以内の検査 2 回目以降は 50/100 の算定)

口腔細菌定量検査 2 (1 回につき, 3 月に 1 回) 65

歯冠補綴時色調採得検査 10

電気的根管長測定検査 (EMR) (1 根管目) 30
2 根管目から 1 根管につき 15

細菌簡易培養検査 (S 培) (1 歯 1 回につき) 60

顎運動関連検査 (1 装置につき) 380
{ 下顎運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA) }
パントグラフ描記法 (Ptg), チェックバイト検査 (ChB) } の場合

咀嚼能力検査 1 (3 月に 1 回) 140

咀嚼能力検査 2 (術前 1 回・術後 6 月に 1 回) 140

咬合圧検査 1 (3 月に 1 回) 130

咬合圧検査 2 (術前 1 回・術後 6 月に 1 回) 130

小児口唇閉鎖力検査 (3 月に 1 回) 100

舌圧検査 (3 月に 1 回) 140

有床義歯咀嚼機能検査 1 (1 回につき)
下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 560
咀嚼能力測定のみを行う場合 140

有床義歯咀嚼機能検査 2 (1 回につき)
下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 550
咬合圧測定のみを行う場合 130

精密触覚機能検査 (月 1 回) 460

睡眠時歯科筋電図検査 (一連につき) 580

画像診断	単純撮影（Ⅰ）（フィルム料含む） （ ）の点数は一連症状確認			単純撮影（Ⅱ） （スタタスエックス2等）（フィルム料含む）			パノラマ断層撮影（フィルム料含む）						
	標準型48 (38)			スタタスエックス2154			四ツ切311						
	小児型47 (37), 48 (38)			(カビネ使用) 1 枚			オルソパントモ型(小) 317・(大) 315						
	咬合型58 (48)			注) フィルムの算定については、使用フィルムと 四ツ切フィルムとの面積比により算定する。			[3 歳以上 6 歳未満(小) 372・(大) 370]						
	咬翼型59 (49)												
	全顎 10 枚法439												
	全顎 14 枚法451												
	3 歳未満の乳幼児には撮影料 50/100 加算												
	3 歳以上 6 歳未満の幼児には撮影料 30/100 加算												
フィルム料 (6 歳未満 1.1 倍)			標準型	咬翼型	四ツ切	小児型	咬合型	カビネ	オルソパントモ型		時間外緊急院内 画像診断加算 (1 日につき)		
			2.9	4.0	6.2	2.3 3.1	2.7	3.8	(小) 12.0	(大) 10.3			
デジタル撮影			部分			「電」	「バ電」	「部バ電」	「CT 電」	「他電」			
電子画像管理加算			エックス線	パノラマ	パノラマ	歯 CT	その他	58	402	58	1,170	213	[休 日 時 間 外 深 夜] +110
(フィルム料なし)			10	95	10	120 60	(48) (402)	(48)	(1,170) (171)				

投薬注射	処 6 種以下42	調剤 1 回の処方につき 内服・浸煎・屯服11 外用8	薬剤料 (内服・浸煎 (1 日分の薬価) 屯服 (1 回分の薬価) -15 円 外用 (1 調剤の薬価) 注射薬剤 (1 回分の薬価)	÷10 円 +1 点 (1 点未満の端数は切り上げる)	6 種以下60	注 静脈内37 皮内・皮下・筋肉内25
	処 7 種以上29 (3 歳未満+3)				処 7 種以上32 (3 歳未満+3) (一般名処方 1+10 一般名処方 2+8)	

麻酔	伝達麻酔 (下顎孔・眼窩下孔)42 (63)	浸潤麻酔30 (45) (手術, 120 点以上の処置, 特に規定する処置, 歯冠形成, う蝕歯即時充填形成, う蝕歯インレー修復形成以外で算定)	吸入鎮静法 30 分まで70 (105) 30 分を超えた場合は 30 分またはその端数を増すごとに+10 (+15)	静脈内鎮静法600 (900)

《生活歯髄切断・抜髄の麻酔に使用した薬剤料は別途算定》							
処 置	う蝕処置（1歯1回につき）				歯周病重症化予防治療（P重防）		
	咬合調整 { 1～9歯 40 (60)				{ 1～9歯 150 (225)		
	10歯以上 60 (90)				{ 10～19歯 200 (300)		
	残根削合（1歯1回につき） 18 (27)				{ 20歯以上 300 (450)		
	歯髄保護処置（1歯につき） { 歯髄温存療法 200 (300)				周術期等専門的口腔衛生処置（1口腔につき）		
	{ 直PCap 154 (231)				周術期等専門的口腔衛生処置1 100 (150)		
	{ 直PCap 38 (57)				（周Ⅰ，周Ⅱの患者に衛生士が実施，術前・術後に1回限り）		
	象牙質レジンコーティング（1歯につき） 46 (69)				（周Ⅲ，周Ⅳの患者に衛生士が実施，周Ⅲ，周Ⅳ算定月に月2回，緩和ケア中は月4回）		
	早期充填処置（シーラント）（乳歯または幼若永久歯）				周術期等専門的口腔衛生処置2 110 (165)		
	（1歯につき，歯面清掃，前処理，材料料を含む）				（歯科医師または衛生士が実施，口腔粘膜に対する処置を行い，口腔粘膜保護材を使用した場合，月1回に限り）		
	複合レジン系 145 (212)				回復期等専門的口腔衛生処置（1口腔につき）（月2回） 100 (150)		
	グラスアイオノマー系 { 標準型 142 (209)				機械的歯面清掃処置（1口腔につき） 72 (108)		
	{ 自動練和型 143 (210)				（歯科医師または衛生士が実施，2月に1回に限り）（特1～3算定患者，特に必要性が認められる根C管の根管強算定患者，Ce管の根管強算定患者，妊娠中の患者，糖尿病の紹介患者は月1回可）		
	除去（1歯につき） { 簡単 20 (30)				口腔バイオフィーム除去処置（1口腔につき）（月2回） 110 (165)		
	{ 困難 48 (72)				歯周病処置（P処）（1口腔1回につき） 14 (21)		
	{ 著しく困難 80 (120)				歯周治療用装置（印象，装着等を含む，要P精検）（人工歯，鉤等は別算定）		
	{ 根管内異物 150 (225)				冠形態（1歯につき） 50 (75)		
	{ 手術用顕微鏡加算 +400 (+600)				床義歯形態（1装置につき） 750 (1,125)		
	歯の破折片除去（麻酔の費用は別算定） 30 (45)				暫間固定（固定源となる歯は歯数に含めない）		
	有床義歯床下粘膜調整処置（1顎1回につき） 110 (165)				簡単なもの 230 (345)		
	う蝕薬物塗布処置 { 3歯まで 46 (69)				（エナメルボンドシステムの場合は200 (300)）		
	{ 4歯以上 56 (84)				困難なもの 530 (795)		
	知覚過敏処置（1口腔1回につき） { 3歯まで 46 (69)				（エナメルボンドシステムの場合は500 (750)）		
	{ 4歯以上 56 (84)				暫間固定装置修理 70 (105)		
	生活歯髄切断（1歯につき） 233 (350)				暫間固定除去（1装置につき） 30 (45)		
	歯根完成期以前および乳歯 +42 (+63)				線刮子（1顎につき） 680 (1,020)		
	失活歯髄切断（1歯につき） 72 (108)				口腔内装置1		
	フッ化物歯面塗布処置（1口腔につき）				顎関節治療用装置 1,530 (1,545)		
	う蝕多発傾向者（16歳未満，3月に1回） 110 (165)				歯ぎしりに対する口腔内装置 1,650 (1,725)		
	初期の根面う蝕（根C管算定患者，3月に1回） 80 (120)				口腔内装置2		
	エナメル質初期う蝕				顎関節治療用装置 830 (845)		
	（Ce管算定患者，3月に1回，Ce管の根管強算定患者は月1回） 100 (150)				歯ぎしりに対する口腔内装置 950 (1,025)		
	口腔粘膜処置（1口腔につき） 30 (45)				外傷歯の保護のための口腔内装置 830 (845)		
	（レーザー照射による処置を行った場合）				口腔内装置3		
	後出血処置 530 (795)				歯ぎしりに対する口腔内装置 800 (875)		
	6歳未満 560 (840)				気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した口腔内装置 680 (695)		
	（後出血処置は麻酔に使用した薬剤料を別途算定）				睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置（1装置につき）		
	口腔内外科後処置（1口腔1回につき） 22 (33)				睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 3,300 (3,450)		
	口腔外外科後処置（1回につき） 22 (33)				睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 2,300 (2,450)		
	歯周基本治療（麻酔の費用を含む）				舌接触補助床（1装置につき）		
	スケーリング（SC）				{ 新たに製作した場合 2,620 (2,680)		
	1/3顎につき				{ 旧義歯を用いた場合 1,120 (1,180)		
	1/3顎を増すごと				口腔内装置調整・修理（1口腔につき）		
	初回時				口腔内装置調整1 120 (180)		
	2回目以降				口腔内装置調整2 120 (180)		
	SRP				口腔内装置調整3 220 (330)		
	前歯				口腔内装置修理 234 (351)		
	小白歯				術後即時顎補綴装置（1顎につき） 2,800 (2,950)		
	大白歯				注）暫間固定，線刮子，口腔内装置，睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置，舌接触補助床，術後即時顎補綴装置は装着料を含む，印象採得料，装着材料料は別算定。		
	初回時						
	2回目以降						
	歯周病安定定期治療（SPT）						
	（3月に1回）（歯周外科手術後等の治療間隔の短縮が必要な場合，根管施設基準届出歯科診療所において治療を開始した場合は月1回可）						
	1～9歯 200 (300)						
	10～19歯 250 (375)						
	20歯以上 350 (525)						
	口腔管理体制強化加算 +120 (+180)						
	歯周病ハイリスク患者加算 +80 (+120)						
	抜 髄 (1歯につき)	感染根管処置 (1歯につき)	根管貼薬処置 (1歯1回につき)	根管充填 (1歯につき)	抜髄即充 (1歯につき)	感根即充 (1歯につき)	加圧根充処置 (1歯につき)
					《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数		
単 根	234 (304)	160 (208)	33 (50)	72 (108)	306 (412) 《376》	232 (316) 《280》	139 (209)
2 根	426 (554)	310 (403)	41 (62)	94 (141)	520 (695) 《648》	404 (544) 《497》	168 (252)
3 根以上	600 (900)	450 (675)	57 (86)	122 (183)	722 (1,083) 《1,022》	572 (858) 《797》	213 (320)
	歯髄温存療法後3月以内 192点減算				歯髄温存療法後3月以内 192点減算		手術用顕微鏡加算（3根以上） +400 (+600)
	直PCap後1月以内 154点減算				直PCap後1月以内 154点減算		Ni-Ti ローターファイル加算 +150 (+225)

《麻酔に使用した薬剤料は別途算定》		
手	抜歯手術（1 歯につき）	口腔外消炎手術
	乳 歯 130 (195)	（骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等）
	前 歯 160 (240)	2 cm 未満のもの 180 (270)
	臼 歯 270 (405)	2 cm 以上 5 cm 未満のもの 300 (450)
	難抜歯加算 +230 (+345)	5 cm 以上のもの 750 (1,125)
	（前歯、臼歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さくまたは歯根分離術）	歯根嚢胞摘出手術
	埋伏 歯 1,080 (1,620)	歯冠大 800 (1,200)
	（骨性の完全埋伏歯または水平埋伏歯に限る）	拇指頭大 1,350 (2,025)
	下顎智歯（骨性・水平埋伏）... +130 (+195)	鶏卵大 2,040 (3,060)
	歯根分割搔爬術 260 (390)	歯根端切除手術（1 歯につき）（歯根端閉鎖の費用を含む）
ヘミセクション（分割抜歯） 470 (705)	歯科 CT、手術用顕微鏡を使用 2,000 (3,000)	
抜歯窩再搔爬手術 130 (195)	上記以外 1,350 (2,025)	
歯槽骨整形手術 } 110 (165)	注) 歯根端切除と歯根嚢胞摘出を同時に行った場合の従たる手術は 50/100 算定	
骨瘤除去手術 }	口腔内軟組織異物（人工物）除去術	
腐骨除去手術	簡単なもの 30 (45)	
歯槽部に限局するもの 600 (900)	困難なもの	
顎 骨（片側の 1/3 未満） 1,300 (1,950)	浅在性のもの 680 (1,020)	
顎 骨（片側の 1/3 以上） 3,420 (5,130)	深在性のもの 1,290 (1,935)	
口腔内消炎手術	歯肉、歯槽部腫瘍手術（エプーリスを含む）	
智歯周囲炎の歯肉弁切除等 120 (156)	軟組織に限局するもの 600 (900)	
歯肉膿瘍等 180 (234)	硬組織に及ぶもの 1,300 (1,950)	
骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等 230 (345)	顎関節脱臼非観血的整復術	
顎炎または顎骨骨髓炎等	（片側） 410 (615)	
1/3 顎未満 750 (1,125)	歯槽骨折非観血的整復術	
1/3 顎以上 2,600 (3,900)	1～2 歯 680 (1,020)	
全 顎 5,700 (8,550)	3 歯以上 1,300 (1,950)	
術		創傷処理（口腔内縫合術）
		長径 5 cm 未満（小深） 1,400 (2,100)
		” 5～10 cm 未満（中深） 1,880 (2,820)
		” 5 cm 未満（小浅） 530 (795)
		” 5～10 cm 未満（中浅） 950 (1,425)
		歯周外科手術
		歯周ポケット搔爬術 80 (120)
		新付着手術 160 (240)
		歯肉切除手術 320 (480)
		歯肉剥離搔爬手術 630 (945)
	歯周組織再生誘導手術（GTR 術）（材料料は別算定）	
	1 次手術（誘導膜の固定） 840 (1,260)	
	FOp および GTR 1 次手術時	
	歯根面レーザー応用加算 +60 (+90)	
	2 次手術（非吸収性膜の除去） 380 (570)	
	歯肉歯槽粘膜形成手術	
	歯肉弁根尖側移動術 770 (1,155)	
	歯肉弁歯冠側移動術 770 (1,155)	
	歯肉弁側方移動術 770 (1,155)	
	遊離歯肉移植術（手術野ごと） 770 (1,155)	
	口腔前庭拡張術 2,820 (4,230)	
	結合組織移植術 840 (1,260)	
	SPT 開始後の歯周治療を目的とする歯周外科手術は 50/100 で算定	
	頬、口唇、舌小帯形成術 630 (945)	

歯冠修復

補綴時診断料 (1 装置につき)

新製 (ブリッジ、有床義歯の新製) 90

新製以外 70

歯冠形成

(1 歯につき) (大白歯の 4/5 冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る)

	金 属 冠				非金属冠		既製冠
	前歯 ¾ 冠・ 前歯 レジン 前装金属冠・ レジン前装 チタン冠	白歯 レジン 前装金属冠	白歯 ¾ 冠・ FMC・ チタン冠	接着冠	硬質 レジン	CAD/CAM 冠・高強度 硬質 レジン Br	乳歯金属冠 既製金属冠
生 PZ	796 (1,194)	646 (969)	306 (459)	796 (1,194)	306 (459)	796 (1,194)	120 (180)
失 PZ	636 (954)	466 (699)	166 (249)		166 (249)	636 (954)	114 (171)

ブリッジ支台歯冠形成加算(金属冠, 非金属冠) +20 (+30)

即時充填形成 (充填) 128 (192)

インレー修復形成 (修形) 120 (180)

充 填 (1 歯につき、材料料を除く)

() 内は歯科訪問診療料および歯科診療特別対応加算 1~3 算定患者の点数

充填 1 (歯面処理を行う場合)		充填 2 (充填 1 以外)	
単純なもの	複雑なもの	単純なもの	複雑なもの
106 (159) [170]	158 (237) [253]	59 (89) [94]	107 (161) [171]

デンポラリークラウン (1 歯 1 回)

(製作、装着、装着材料料の費用を含む) 34 (51)

(前歯のレジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM 冠の場合のみ)

窩洞形成 (KP) { 単純なもの 60 (90)

{ 複雑なもの 86 (129)

※ Br 支台歯冠形成加算として複雑なもののみ (1 歯につき) +20 (+30)

う蝕歯無痛の窩洞形成加算 (う蝕無痛) +40 (+60)

(KP と充填が対象)

CAD/CAM インレー窩洞形成加算 +150 (+225)

(KP と修形が対象)

支台築造 (材料料を含む)

	メタルコア	その他
大白歯	279 (370)	159 (222)
前・ 小白歯	216 (294)	147 (210)

ファイバーポスト (材料料を含む)

(大・小白歯は根管数により最大 2 本まで)

	ファイバーポスト	直接法	間接法
大白歯	1 本 262 (349) 2 本 323 (410)	299 (405) 360 (466)	
前・ 小白歯	1 本 224 (298) 2 本 285 (359)	256 (346) 317 (407)	

充填用材料 (1 窩洞につき)

歯科充填用材料 I	・光重合型複合レジン (複合レジン系)	単純	複雑
	・光重合型レジン強化ガラスアイオノマー (ガラスアイオノマー系)	11	29
歯科充填用材料 II	標準型	8	21
	自動練和型	9	23
	・複合レジン (複合レジン系)	4	11
	・ガラスアイオノマーセメント (ガラスアイオノマー系)	3	8
	自動練和型	6	17

印象採得料 （1個につき）	
支台築造（メタルコア・ファイバーポストの印象）	50（75）
単 純	32（48）
連 合	64（96）
歯科技工士連携加算 1（対面）	+50（+75）
歯科技工士連携加算 2（情報通信機器使用）	+70（+105）
（前歯部のレジン前装金属冠，レジン前装チタン冠，CAD/CAM 冠に限る）	
光学印象 （1歯につき）（CAD/CAM インレーに限る）	100（150）
光学印象歯科技工士連携加算（対面）	+50（+75）
咬合採得料 （1個につき）	18（27）
装着料 （1個につき）	
歯冠修復	45（68）
内面処理加算 1（CAD/CAM 冠，CAD/CAM インレー）	+45（+68）

装着材料料	
歯科用合着・接着材料Ⅰ	
接着性レジンセメント（レジン系）標準型	17
自動練和型	38
グラスアイオノマー系レジンセメント（グラスアイオノマー系）標準型	10
自動練和型	12
歯科用合着・接着材料Ⅱ	
（グラスアイオノマーセメント（接着用），シアノアクリレート系セメント）	
歯科用合着・接着材料Ⅲ	
（歯科用磷酸亜鉛セメント，ハイボンド磷酸亜鉛セメント，カルボキシレートセメント，水硬性セメント）	
仮着用セメント （1歯につき）	
乳歯冠 （材料料を含む）	
乳歯金属冠	230（330）
乳歯ジャケット冠	391（586）
CRジャケット冠（複合レジン系）（乳歯・永久歯の前歯のみ）	
充填用材料Ⅰ	430（625）
充填用材料Ⅱ	405（600）
既製金属冠 （材料料を含む）	

歯冠修復（材料料を含む，装着料・装着材料料は別算定）

金属歯冠修復		インレー		前歯3/4冠	臼歯3/4冠 ¹⁾	FMC
		単純なもの	複雑なもの			
乳歯	銀合金	208	321			512
小前歯・臼歯	金パラ	456	813	1,021	961	1,273
	銀合金	208	321	413	353	512
大臼歯	金パラ	580	1,005		1,215	1,596
	銀合金	218	332		371	531
14K（前歯に限る）			2,071	2,601		

レジン前装金属冠 ²⁾		ブリッジ 支台歯以外	ブリッジ 支台歯
前歯	金パラ	2,184	2,188
	銀合金	1,287	1,291
小臼歯	金パラ		2,114
	銀合金		1,217

- 1) 大臼歯の4/5冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る
 2) レジン前装金属冠は前歯またはブリッジ支台の小臼歯に限る

根面被覆（材料料を含む）

		前歯・小臼歯	大臼歯
根面板	金パラ	459	583
	銀合金	211	221
レジン 充填	複合レジン系		117（170）
	グラスアイオノマー系	標準型	114（167）
		自動練和型	115（168）

非金属歯冠修復（材料料を含む）

レジンインレー		単 純	157
		複 雑	220
硬質レジンジャケット冠（前歯・小臼歯） （大臼歯は金属アレルギーに限る）	光重合	951	
	加熱重合	776	

小児保険装置 600（900）
 （印象採得料は単純印象で算定，乳臼歯または第一大臼歯にクラウンループまたはバンドループを装着した場合に限る）

チタン冠（大臼歯に限る）..... 1,266

レジン前装チタン冠（前歯に限る）..... 1,866

CAD/CAM 冠/CAD/CAM インレー（材料料を含む）

	CAD/CAM 冠 用材料	CAD/CAM 冠		CAD/CAM インレー
		エンクラ以外	エンクラ	
小臼歯	I	1,381		931
	II	1,363		913
大臼歯	III	1,516	1,766	1,066
	V	1,815		
前歯	IV	1,588		

（CAD/CAM 冠用材料（Ⅲ）を大臼歯に使用する場合は金属アレルギー患者または上下顎両側の咬合支持の要件を満たす第一，第二大臼歯に限る）
 注）CAD/CAM 冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は，CAD/CAM 冠用材料（Ⅰ）または（Ⅱ）により算定する。

ブリッジ (1装置につき)

	5 歯以下	6 歯以上
印象採得料	282 (423)	334 (501)
咬合採得料	76 (114)	150 (225)
リテナー	100 (150)	300 (450)
試 適 料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)
装 着 料	150 (225)	300 (450)
仮 着 料	40 (60)	80 (120)

内面処理加算 1 (高強度硬質レジンブリッジ) +90 (+135)

内面処理加算 2 (接着ブリッジ)(接着冠ごとに) ... { 1 歯... +45 (+ 68)
2 歯... +90 (+135)

歯科技工士連携加算 1 (対面) +50 (+ 75)

歯科技工士連携加算 2 (情報通信機器使用) +70 (+105)

(6 歯以上の咬合採得に限る)

注) ○5 歯以下: 支台歯とボンティック数の合計が 5 歯以下の場合
6 歯以上: 支台歯とボンティック数の合計が 6 歯以上の場合
○支台装置ごとの装着料は、ブリッジの装着料に含まれる (装着材料料は支台装置ごとに算定).
○ブリッジ未装着の場合は、ブリッジの装着料を算定しない。
○脱離再装着の場合は、ブリッジの装着料を算定する (装着材料料は支台装置ごとに算定).
○接着ブリッジは、1 歯欠損症例のみで、支台歯のうち 1 歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合.

高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む)4,429

接着冠 (材料料を含む)

	前歯	小臼歯	大臼歯
金パラ	1,019	959	1,213
銀合金	411	351	369

ボンティック (1 歯につき) (材料料を含む)

鑄造	金 パ ラ		小 白 歯	1,420
			大 白 歯	1,743
レジン前装金属	その他	銀 合 金	大・小臼歯	491
	金 パ ラ		前 歯	1,967
			小 白 歯	1,620
			大 白 歯	1,803
	その他	銀 合 金	前 歯	1,253
			小 白 歯	707
大 白 歯			567	

冠およびボンティックの修理

レジン前装金属冠	窩洞形成	充填	材料料
レジン前装チタン冠	60	+ 106	
レジン前装金属ボンティック	(90)	(159) [170]	
歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ボンティック、高強度硬質レジンブリッジ (修理内容および部位にかかわらず 3 歯として算定)	修理	70	+ 人工歯料 (105)

クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補償)		
	(1 装置につき) (文書により情報提供を行った場合に算定)		
	歯冠補綴物	5 歯以下 ブリッジ	6 歯以上 ブリッジ
	100	330	440
	注)		
	○5 歯以下: 支台歯とボンティックの数の合計が 5 歯以下の場合 (高強度硬質レジンブリッジ含む)		
	○6 歯以上: 支台歯とボンティックの数の合計が 6 歯以上の場合		
	注) 当該補綴物の装着時に算定する。		
	○クラウン・ブリッジ維持管理料には 2 年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物またはブリッジ (接着ブリッジ、高強度硬質レジンブリッジを含む) の製作にかかわる費用を含む。		
	○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる (装着材料料は別算定)。		
クラウン・ブリッジ維持管理料	○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は、チタン冠、レジン前装チタン冠、硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM 冠である。		
	○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。		
	○乳歯 (後継永久歯が先天的に欠如している乳歯を除く) はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。		
	○6 歳未満の乳幼児もしくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合、または歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。		
	○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復、CAD/CAM 冠および高強度硬質レジンブリッジについては、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。		
	○令和 6 年 5 月 31 日までにクラウン・ブリッジ維持管理料を算定した歯冠補綴物に係る規定については、なお従前の例による。		

